

# 外国人技能実習制度 / 団体監理型受入れ



- ✓ 中国・ベトナムの送り出し機関と連携し、面接から帰国まで手続きがスムーズに進むようご協力いたします。
- ✓ 日本語能力試験の受験支援など、実習生の語学力アップのサポートも行なっております。

## 外国人技能実習制度とは

日本の技術・技能・知識等を開発途上国等へ移転し、経済発展への寄与を目的とした制度です。

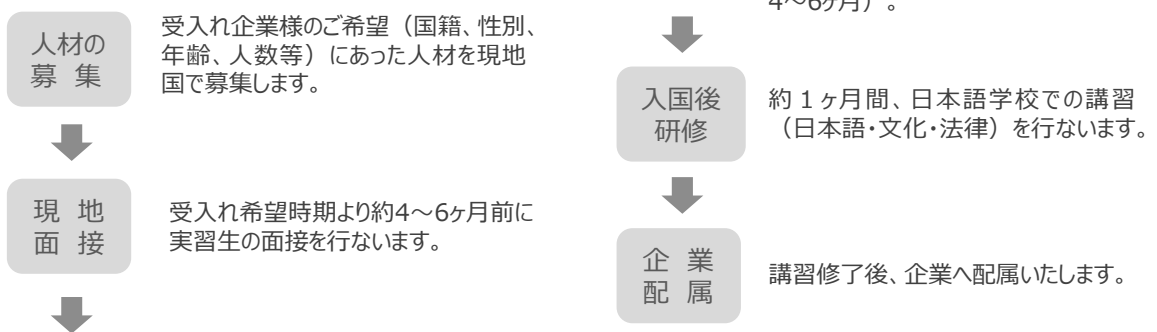
この制度を利用することで、**国際貢献をしながら、最長5年間の技能実習**が実施できます。技能実習生は1年ごと受入れ可能ですので、先輩実習生が学んだことを後輩に受け継ぐサイクルができます。

また、技術修得に真剣な外国人実習生と日本人社員と一緒に働くことで、**職場の活性化や外国企業との関係強化**に繋がるケースが多く見られます。

### 団体監理型受入れ

当組合は監理団体として、受入れ企業様と実習生が相互に理解しあい、より良い環境で働けるよう、面接前～帰国後まで、お手続き等のサポートをしております。**外国人建設就労者の受入れ**も可能です。受入れの手続き等は、技能実習法に基づき、外国人技能実習機構と財団法人国際研修協力機構(JITCO)指導のもとで行なわれます。

### <実習生受入れの流れ>



## ご利用条件

東京中小企業経友会事業協同組合へのご加入

詳細はお問合せください